

名古屋市農業委員会 令和6年第10回総会 議 事 録

- 1 開催日時 令和6年10月21日（月） 開始：午後2時00分、終了：午後2時38分
2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
3 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	16 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 5 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- 6 その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（課長補佐級以下）5人

- 7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第64号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第65号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第66号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

(3) 議題

①農業委員会等に関する法律第38条における意見の提出について

(4) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(5) その他

(6) 閉会

令和 6 年第 10 回総会 委員出欠状況

出席農業委員（16 名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員	2 番	成 田 秋 義 委員
3 番	山 口 幸 江 委員	4 番	近 藤 正 俊 委員
5 番	福 島 茂 俊 委員	6 番	木 村 幸 廣 委員
7 番	川 本 美 幸 委員	8 番	箕 浦 基 伸 委員
9 番	布 目 巳佐子 委員	1 0 番	二 村 新 一 委員
1 1 番	横 井 昭 男 委員	1 2 番	熊 澤 正 巳 委員
1 3 番	清 水 久 一 委員	1 4 番	安 井 勝 春 委員
1 5 番	安 井 秀 樹 委員	1 6 番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（9 名）

1 7 番	久 野 隆 博 委員	1 8 番	
1 9 番	若 松 邦 義 委員	2 0 番	石 田 正 彦 委員
2 1 番	松 原 道 直 委員		
2 3 番	安 井 正 敏 委員	2 4 番	横 井 慎 一 委員
2 5 番	木 村 正 男 委員	2 6 番	神 野 貞 雄 委員
2 7 番		2 8 番	坂 野 嘉 紀 委員

令和 6 年第 10 回総会（令和 6 年 10 月 21 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 6 年第 10 回総会をはじめさせていただきます。 会議に先立ちまして、議案資料の一部に誤りがございましたので、申し訳ありませんが訂正をさせていただきたいと思えます。 処理報告の 39 ページ「農地法第 5 条第 1 項第 6 項の規定による賃借権設定届出について」をご覧くださいませうでしょうか。 受付番号 4-65 の合計欄の上段の地目が田と表記されておりますが、正しくは「ほか」と書いて「他」でございます。お詫びの上、訂正をさせていただきます。申し訳ございません。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしく願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 6 年第 10 回総会を開会いたします。 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、本日の議案といたしまして、第 64 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 66 号議案「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」までの 3 議案の審議を行います。また、議題を 1 件、報告事項を 1 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。

限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 16 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は 11 人中 9 人のご出席でございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、安井秀樹委員及び山口幸江委員の両委員をお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まずはじめに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 64 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-4 について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

受付番号 4-4 につきまして、坂野推進委員さん及び事務局職員とで、10 月 2 日に調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人が譲受人に農地を、所有権移転するために許

	可申請されたものです。 申請地の港区西茶屋四丁目の1筆は畑で、サツマイモが作付けされており、良好に管理されていました。 なお、譲受人の経営農地は、すべて良好に肥培管理されていることを確認しており、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。 以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第64号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第64号議案の案件は許可することといたします。 次に、第65号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号1-10について、5番、福島委員、お願いいたします。
福島委員	受付番号1-10の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、10月3日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号1-10の願い出の農地は、豆類が栽培され、いずれもお亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に

	管理されていたことを確認しました。 以上、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-11 について、1 番、小畠委員、お願いいたします。
小畠委員	受付番号 1-11 の農地について、山口儀明委員と事務局職員で、10 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-11 の願い出の農地は、作付準備中でした。お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上につきまして、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-10 について、6 番、木村委員、お願いいたします。
木村（幸）委員	受付番号 2-10 の農地について、10 月 2 日に石田委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は畑で、サツマイモ、ナスなどが作付けされており、申請者ご自身が体調を崩されるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-2 及び 4-3 について、25 番、木村委員、お願いいたします。

木村（正） 委員	受付番号 4-2 及び 4-3 につきまして、熊澤委員及び事務局職員と、10 月 2 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-2 の証明願い出のありました、港区東蟹田はじめ 5 筆は田で、水稻が作付けされており、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 また、遺言書による相続であったため、遺留分権利者との遺産分割協議が上手く進まず、1 年以内の願い出に至らなかったことを事務局が確認しております。 以上、調査の結果、本件申請につきましては、願い出のとおり証明することに、なんら問題はないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。 続いて、受付番号 4-3 の証明願い出のありました、港区小賀須三丁目はじめ 2 筆は畑で、ラッカセイ、ナス、サツマイモが作付けされており、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上、調査の結果、本件申請につきましては、願い出のとおり証明することに、なんら問題はないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 65 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 65 号議案の案件は証明することとい

たします。

次に、第 66 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

第 66 号議案につきましては、私と私の親族に関する案件が含まれているため、農業委員会等に関する法律第 31 条及び名古屋市農業委員会総会会議規則第 12 条により議事に参与することができないことから、議長の職務を安井会長職務代理が代行いたします。安井会長職務代理よろしく願いいたします。

安井代理

会長職務代理の安井です。それでは私が、議長の職務を代行させていただきますので、よろしくお願いします。

布目委員におかれましては本案件審議中のご発言は控えていただきますようお願いいたします。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-31 から 1-35 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。

近藤委員

受付番号 1-31、32、33、34、35 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、10 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-31 の申請地には、カキやウメのほか、サトイモなどの野菜が栽培されていました。肥培管理良好です。

受付番号 1-32 の申請地には、ウメやミカン、ネギやナスなどが栽培されていました。肥培管理良好です。

受付番号 1-33 の申請地には、ニンジン、ダイコン、キュウリなどの野菜が栽培されていました。肥培管理良好です。

	受付番号 1-34 の申請地には、カキやウメ、ミカンなどの果樹が栽培されていました。肥培管理良好です。 受付番号 1-35 の申請地には、ナスやオクラなどの野菜が栽培されていました。肥培管理良好です。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
安井代理	ありがとうございました。次に、受付番号 2-25 について、8 番、箕浦委員、お願いいたします。
箕浦委員	受付番号 2-25 について、10 月 3 日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地はすべて田で、水稻が作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
安井代理	ありがとうございました。次に、受付番号 3-17 から 3-20 について、10 番、二村委員、お願いいたします。
二村委員	受付番号 3-17 から 3-20 の農地につきまして、10 月 3 日に横井委員と事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-17 の中川区万町の 4 筆の田には、水稻が植え付けられ、良好に管理されていました。

受付番号 3-18 の中川区一色新町 3 丁目の 5 筆の畑には、パセリが植え付けられ良好に管理されていました。

受付番号 3-19 の中川区大当郎一丁目の 1 筆の畑には、ナス、トウガラシが植え付けられ良好に管理されていました。

受付番号 3-20 の中川区大当郎一丁目の 2 筆の畑には、ブロッコリー、ハクサイが、中川区大当郎二丁目の 1 筆の畑には、ブロッコリーが、中川区大当郎一丁目の 1 筆の畑には、サツマイモ、ハクサイが、中川区大当郎一丁目の 1 筆の畑には、ブロッコリー、ハクサイが植え付けられ良好に管理されていました。

以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

安井代理

ありがとうございました。次に、受付番号 3-21 について、11 番、横井委員、お願いいたします。

横井（昭）
委員

受付番号 3-21 の農地につきまして、10 月 4 日に安井委員と事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-21 の中川区榎津西町の 1 筆の田には、水稻が、中川区榎松町の 1 筆の畑には、ナス、サトイモが、中川区富田町大字榎津字北新海の 1 筆の畑には、ネギ、ミカンが、中川区富田町大字榎津字郷中の 1 筆の畑には、キウイ、カキが植え付けられ、良好に管理されていました。

以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

安井代理

ありがとうございました。次に、受付番号 3-22 について、10 番、二村委員、お願いいたします。

二村委員	受付番号 3-22 の農地につきまして、10 月 3 日に横井委員と事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-22 の中川区大当郎三丁目の 2 筆の畑には、サトイモ、トウモロコシが植え付けられ良好に管理されていました。 以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
安井代理	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 66 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
安井代理	ご異議なしと認め、第 66 号議案の案件は証明することといたします。 ここで議長を布目委員と交代させていただきます。
議長（会長）	ありがとうございました。それでは、引き続き総会を進めさせていただきます。 本日予定しました議案は以上でございますが、続きまして、議題に移ります。 議題 1「農業委員会等に関する法律第 38 条における意見の提出について」でございます。

皆様のご協力により 8 月に、予定していたすべての関係機関に意見書を提出させていただきました。

ありがとうございました。

それでは、事務局より議題 1 の説明をお願いします。

課長補佐

議題 1「農業委員会等に関する法律第 38 条における意見の提出について」でございます。

左上に議題 1 とあります資料の裏面の参照条文をご覧ください。

意見書の提出については、参照条文にありますとおり、農業委員会等に関する法律の第 38 条を根拠として行うものです。

表面をご覧ください。

名古屋市農業委員会は、今年度 7 月 18 日に名古屋市長へ意見書を提出いたしました。その意見書に対する対応状況について、その回答を受けて、今後の意見書について、検討を行う必要があるため、みなさまにお諮りするものです。

意見書の検討にあたっては、前年度と同様に、運営委員と各地区より 1 名ずつ委員を選出いただき、さらに中立委員も参加する計 9 名の拡大運営委員会において、進めたいと考えております。

よろしく願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご説明いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にはないようです。それでは、本議題につきまして、案のと

	おり決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、案のとおり決定するものとします。 各地区において、意見書の検討委員の選出をお願いいたします。 続きまして、報告に移ります。 報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。
農政課長	それでは、令和 6 年 9 月 3 日から令和 6 年 9 月 30 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。 まず、1 ページから 5 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 11 件 続いて、6 ページから 13 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出が 24 件 続いて、14 ページから 36 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 66 件 続いて、37 ページから 39 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち賃借権設定に係るものが 8 件 続いて、40 ページから 41 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち使用貸

借権設定に係るものが4件

続いて、42 ページですが、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が2件

続いて、43 ページですが、引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明願が1件

続いて、44 ページですが、農地の転用事実に関する照会が1件

続いて、45 ページですが、転用届出に係る訂正願が2件

続いて、46 ページですが、現況証明願が1件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただいまの報告で、何かご質問等がございますか。

松原委員

いま説明がありましたけども、農地法4条及び5条、これに関してだいたい言われたのは、90件ほどにあがるかと思えますけども、3条等々がちがって、所有者が移転する、いわゆる農地でなくなるということですわね。結局自分が、4条の場合は自分が倉庫とか駐車場にするとか、5条はメインは住宅メーカーが買って一般住宅にするってことになりますけども、だいたい90件ですから、ひと月90件、そうすると年にすると1000件くらいになるのかね。そうなりますと結構農地がだいぶ減っていきますわね。ということで、2022年問題ということが前にありまして、生産緑地をやめて、続けられないから特定生産緑地にしないで申請しないということで、そういうところで1点目ですけども、こんだけ農地が減ってくってことですけども、一般農地いわゆる生産緑地ではない農地の転用なのか、特定生産緑地に申請されないあれなのか、事務方で統計とっていられば、2022年、23年、今年24年ですからね、どうい

割合でまず、減っているかという統計とられてたら、いまこの段階では資料とか作成されてないのであればあれなんですけども、ちょっと教えていただきたいと思いますけども。

それから2番目として、今の割合ですけども、これが特定生産緑地にすれば10年ぐらい次の人がやればいいんですけども、10年となると申請した人が団塊の世代ぐらいたとすると、だいたいいま80代ですから、90代ぐらいになりますと、もうほとんどできないわね。男性だと、奥さんにやらせるのか、息子さんとか、次期経営者にやらせるのかということが問題ですけども、そういう場合に10年後、減ってく可能性がもっとあるんじゃないかと思います。2022年、23年、24年のいちばんの割合として推移ですね、推移の数値がしてあれば、それをまたちょっと暇な時でもいいですから、お願いしたいと思いますけども。

それから、次のところに地域計画の策定が、その他で報告がありますけども、地域計画ですから10年後に、地図を作成して誰が後継者ということになりますけども、そうすると2022年問題が10年経過するから、結局もうやれないということと重なると、もっと農地が減ってく可能性があるもので、そこら辺事務方さんは、どう考えていらっしゃるか、この3点ちょっと、もしこの場でお答えしていただければいいんですけども。もし資料的にまだそういうのがなかったら、別の機会でもよろしいですけども。以上です。

課長補佐

事務局から答えれる限りのことを回答させていただきます。

まずですけれども、報告案件ですけれども、3条については、そのまま農地をやられると、それで所有者が代わるというものでございます。4条につきましては、所有者が同じですが、農地から宅地なり、駐車場なりに替わるもので、5条につきましては、農地が同じく宅地なり、駐車場に替わるものですが、所有者も代わるというものが5条のものでございます。

いま生産緑地、特定生産緑地のお話が、どれぐらいの割合かというご質問ありましたけれども、もちろんこの中に4条、5条の中で生産緑地に含まれてる土地もありますが、いまぱっと正確な数字を申し上げることはできませんが、そちらについてはご了承ください。

ただ、生産緑地、特定生産緑地ですけれども、1992年に現行の生産緑地制度がはじまりました。2022年に第1回、30年経ったものが一斉に特定生産緑地の移行となっております。

割合なんですけれども、名古屋市については、約8割が特定生産緑地に移行したということになっております。特定生産緑地に移行したのももちろん特定生産緑地に移行したのちに所有者の方がお亡くなりになったりだとか、故障して農業ができないよということで、買取申出が出るということで、農地でなくなってしまう事例もあるんですけれども、基本的には生産緑地制度と同じく、規制がかなり強い制度なものですから、自分が農業をただ単にやりたくないよという理由では、農地から替えることは困難な制度なので、そこまで、もちろん故障とか農業者の方が高齢化ということで、代わっていく可能性はあるんですけれども、規制がけっこう強い制度でございますので、そこまで多く替わるということはないかと思っております。

あともう1点ですね、地域計画のお話をされたと思うんですけれども、地域計画については、農業振興地域のみの対象となっている計画でございます。なので市街化区域ですね、農業振興地域は港区の南陽とあと、中川区の富田だとか、守山区の東谷地域、ほんと一部だけでございます。生産緑地制度が該当します市街化区域については、地域計画を定めないものですね、ちょっと回答で農地保全していく回答とはなってないんですけれども、その対象外ということでございますので、そちらについてはご理解いただければと思います。

ただ特定生産緑地も、10 年たったあと再度更新はできるよ
ということで、法律上はなっておりますので、事務局としては、
いまぱっと農地が減る解決策は見つかるわけではないんです
けども、基本的には、特定生産緑地 1 回更新していただいた方
には、まず次の 10 年の時には再度、特定生産緑地指定してい
ただけますかというお願いをしていくことは、していかなけれ
ばいけないかなと思っております。

全て回答しているわけではございませんが、ご了承いただい
ければと思います。

議長（会長）

いかがでしょうか。

松原委員

特定生産緑地に申請して 3 年ぐらい、22、23、24 年ですわ
ね。そのまま 8 割がずーっといけばいいんだけど、実際はで
きない人も、高齢の方がたぶん生産緑地から特定生産緑地に申
請されたと思うもんで、そうなるとうなくなられた場合、次の人
が、奥さん、奥さんていってもだいたい年齢差は、夫婦間の年
齢差はだいたい奥さんのほうが下ですからね、10 年、10 歳か
5 歳か、そう離れてない年の差結婚じゃないと思いますから
ね。そうすると 10 年引き延ばすとなると、奥さんも 100 近く
なりますもんでね。そうするとそこら辺でどばっと減るって
いうかね。こういうことは個人的に心配で、私のことも今後ど
うしたらいいかなっていうね、なんかいい解決策があったら
いいかなと。後継者もないもんでね、困っとりますけども、そ
こら辺どうしてかってこともひとつの課題になってくんじゃない
かなと。特に三大都市圏ですから、農地が地価が高いもんで
すからね。高いもんでやめたと言っても農産物で収益上げれな
い状況ですから。水稻は別にしてあれですけども、ただ 2050
年には、あるインターネット見とったら水稻も 6 割減になると
か。サクランボとハウレンソウは消滅というデータもあるら
しいんですけどね。温暖化の影響ですかね。そういうことなので、
名古屋市だけじゃなくて全体的に考えていかないかんこと
ですけども、ありがとうございました。もし統計的にどういうふ

	うに減ってくかということがわかってれば、資料でも。今後 10 年間、買取の事もあるかもしれませんが、お願いします。
議長（会長）	農業委員会としては、農地が減らないように希望するだけですけれど、また暇なときに統計的なことを見ていただけるとありがたいなと思っております。 その他にはございませんでしょうか。 他にないようです。報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。
課長補佐	いまお話がありました地域計画の策定についてご説明のほうさせていただきたいと思います。 配布資料①をご覧ください。 昨年度の 11 月の総会や 2 月の研修でも説明をさせていただきました、地域計画の策定状況について、名古屋市における現状についてご報告させていただきます。 「1 地域計画について」ですが、地域計画とは、農業者等による話し合いに基づき、地域において目指すべき将来の農地利用の姿を明確にしたものを市町村が策定・公告するもので、農業経営基盤強化促進法において令和 6 年度末が策定の期限となっております。 計画では、各農地の将来、10 年後の耕作者を記した目標地図を作成することとなっており、名古屋市においては、農業振興地域のある中川区 8 地域、港区南陽の 7 地域及びその他 1 地域、守山区東谷 1 地域の計 17 地域で策定予定でございます。 「2 今後の策定スケジュール」の予定でございます。

10月から11月にかけて、農業委員、JA、土地改良区組合員、担い手、農業者の方が参加し、計画の内容について協議を行う、協議の場を開催します。

その後、12月に協議の場の結果を公表し、農業委員等の関係者への意見聴取が行われる予定です。この意見聴取については、総会への議案審議という形で行われますので、よろしくお願いします。

その後、年明けに意見聴取後の地域計画案を周知し、縦覧、策定・公表という流れとなっております。

また、地域計画については毎年更新することを前提としていることから、来年4月以降に、また更新の手続きに入ります。

説明については以上でございます。

議長（会長）

その他、何かありますでしょうか。

課長補佐

事務局からレジュメのほうには記載がございませんが、もう1件その他報告事項がございます。

令和6年度農業委員、農地利用最適化推進委員研修についてでございます。

4月の総会の事業計画におきましてご承認いただきました、2月の研修の日程のご連絡をいたします。

今年度は2月10日月曜日午後2時から、こちらの12C会議室で農業者との意見交換・講習を開催する予定でございます。

なお、呼びする農業者につきましては、運営委員会で検討する予定でございます。

議長（会長）	皆様ご予定のほど、よろしく申し上げます。 今年は、石井さんのシイタケをやりましたが、来年はどなたになるのかちょっとまだ未定ですので、楽しみに計画したいと思います。 それでは、以上をもちまして、令和6年第10回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。
--------	---

閉会（午後2時38分）